

テナント事業者本設店舗建設補助金のご案内

◎ 陸前高田市では、東日本大震災により被害を受けた市内テナント事業者の本設による事業再建を支援するため、「テナント事業者本設店舗建設補助金」の交付制度を創設しました。

本設での事業の再開に必要な施設設備などに要する経費に対し、500万円を限度に補助金を交付しますので、補助を受けられたい場合は、下記により申請手続きをお願いします。

1 補助対象者

・東日本大震災によって被害を受け、本設での事業の再開に必要な施設設備の建設及び取得を行う市内のテナント事業者。

2 対象業種

・中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する業種であって、補助金を交付することが適当と市長が認めるもの。

(例：製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、小売業など)

3 要件

- ・被災によって事業資産が滅失し、市内で事業用建物を本設しようとするテナント事業者。
- ・市で指定するまちなか再生区域に本設すること。
- ・他補助金（グループ補助金等）の交付対象となる施設設備ではないこと。
- ・納期の到来した市税を完納していること。

4 補助対象経費

・事業再開のために必要な施設設備の本設に要する経費。

5 補助額

・限度額500万円（補助率1/3、千円未満の端数切捨て）

6 対象期間

・原則、年度内に施設・設備等を整備し、事業を完了すること。（繰越は要相談）

7 申請書類

・下記の書類を商工観光課まで提出してください。

○陸前高田市テナント事業者本設店舗建設補助金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）

- ・施設設備の被災状況が確認できる書類。
- ・施設設備の本設経費が確認できる書類（見積書、契約書の写し等）
- ・り災証明書（事業所用）
- ・被災時に市内で事業を行っていたことが分かる書類

（法人は登記事項証明書、個人事業主は平成23年分所得税申告書の写し）

8 交付決定

・上記申請書を受理後、申請内容を審査し、「交付決定通知書」により通知します。

9 補助金の請求・支払

・補助事業を完了した日から20日以内に下記の書類を提出していただき、速やかに支払う予定です。

○陸前高田市テナント事業者本設店舗建設補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）

（添付書類）

- ・支払いを証する書面等（領収書の写し等）
- ・整備した施設・設備等が確認できる写真 他

（お問合せ） 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42-5
企画部商工観光課 ☎ 54-2111（内線 381）

※ 事業再開のために不可欠な施設設備の本設に要する経費

所得税法施行令第6条第1号	建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）
“ 第2号	構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
“ 第3号	機械及び装置

【手続きの流れ】

